

みどりの食料システム戦略に関する関係府省庁連絡会議の設置について（案）

令和 4 年 4 月 28 日
関係府省庁申し合わせ
(令和 5 年 1 月 16 日改定)
(令和 6 年 1 月 22 日改定)

第 1 趣旨

気候変動による農林漁業への影響が拡大する中で、農林水産省は令和 3 年にみどりの食料システム戦略を策定し、国として取組を進めていくため、第 208 回国会に関連法案を提出し、4 月 22 日に成立したところである。法律の成立を契機に関係府省庁連携の上で、取組を進めるために「みどりの食料システム戦略に関する関係府省庁連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。

第 2 構成

- (1) 連絡会議の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 連絡会議に事務局長を置く。事務局長は農林水産省大臣官房審議官（技術・環境）をもって充てる。
- (3) 構成員は、必要に応じて追加することができるものとする。
- (4) 連絡会議において、必要があると認めるときは、構成員以外の省庁や関係団体、有識者等に出席を要請することができる。

第 3 事務局

連絡会議の事務局は、関係府省庁の協力を得て、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課において処理する。

第 4 その他

- (1) 連絡会議は、構成員の要請に応じて、適宜開催する。
- (2) 連絡会議の運営等に関し必要な事項については、連絡会議において定める。
- (3) 連絡会議は非公表とする。なお、連絡会議の配付資料及び議事概要については、原則、構成員の了解を得た後、農林水産省のホームページにより公表する。

(別紙)

みどりの食料システム戦略に関する関係府省庁連絡会議 構成

(構成員)

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官

金融庁監督局銀行第二課長

消費者庁消費者教育推進課長

総務省地域力創造グループ地域政策課長

外務省経済局資源安全保障室長

外務省国際協力局地球環境課長

外務省国際協力局気候変動課長

財務省国税庁課税部酒税課輸出促進室長

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長

文部科学省研究開発局環境エネルギー課長

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長

経済産業省産業技術環境局環境政策課 GX 投資促進室長

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長

国土交通省総合政策局環境政策課長

国土交通省航空局大臣官房参事官（航空戦略担当）

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課長

環境省大臣官房環境経済課長

環境省大臣官房地域政策課長

環境省地球環境局地球温暖化対策課長

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長（事務局）

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ長（事務局）

(事務局長)

農林水産省大臣官房審議官（技術・環境）